

# 【蜜蜂飼育者の皆様へ】

## 配置調整へのご協力をお願いします。

限られた蜜源植物を、蜂群同士が争うことなく最大限利用するためには、地域の蜜源植物の植栽状況に応じた蜂群の配置調整が必要です。



### ポイント

- ★ 蜜蜂を飼育する方は、毎年1月末までに、飼育届を住所地の都道府県に提出する必要があります。
- ★ 飼育届は、提出をもって飼育を許可するものではなく、事前に蜂群の配置調整が必要となります。
- ★ 計画を超える蜂群数の増加、無届の飼育場所の変更や不適切な管理による病気の発生は、地域の適正な蜂群配置等に悪い影響を与えます。

お願い



飼育届の徹底と都道府県による蜂群配置の適正化へのご理解・ご協力をお願いします。

蜜蜂飼育者間のトラブルの回避や、限られた蜜源の有効活用、疾病まん延の防止等に寄与します。

○お問い合わせ先

農林水産省生産局畜産部畜産振興課

TEL : 03-3591-3656 (ダイヤル) メールアドレス : [beekeeping@maff.go.jp](mailto:beekeeping@maff.go.jp)

青森県農林水産部畜産課 経営支援グループ

TEL : 017-734-9496 メールアドレス : [chikusan@pref.aomori.lg.jp](mailto:chikusan@pref.aomori.lg.jp)

